

香取市地域公共交通協議会 (第 27 回協議会資料)

目 次

議事 1	香取市地域公共交通協議会設置要綱等の改正について	………… 2
報告 1	香取市地域公共交通網形成計画の策定について	………… 4

議事 1

香取市地域公共交通協議会設置要綱等の改正について（協議）

後述する「香取市地域公共交通網形成計画策定（以下、形成計画という。）」に向け、香取市地域公共交通協議会設置要綱及び規約の改正について協議する。

●所掌事務について

（設置要綱第 1 条及び第 2 条、規約第 1 条及び第 3 条）

法改正に伴い新たに法定計画として策定することができるようになった形成計画の策定を目的とするよう改める。

また、フィーダー補助等を受けるにあたり作成している計画について、名称が変更になった為改める。

併せて設置規約の根拠条文等を設置要綱に合わせる。

●委員構成

（設置要綱第 3 条、規約第 4 条）

形成計画の策定に向け、より専門的かつ広範な知識を持つ識見を有する者を含める。

また、香取市内部の各種事業とのすり合わせも必要となることから、市職員からの参画を、総務企画部長に限定せず、市の職員という記載に改める。

実際の委員を定める設置規則第 4 条別表において、市内を運行するバス事業者 3 社を新たに追加し、上記の理由から学識経験者並びに香取市の各部長を追加（関係職員からの変更）する。

●会長及び副会長の職

(設置要綱第4条、規約第5条)

会長及び副会長の職については、役職を限定せず、委員の互選によるものと改める。

また、設置要綱の第4条表題部を改める。

●代理規程の変更

(設置要綱第5条の4)

委員の代理について、これまで行政機関に限定していた記載を、それ以外からの委員にも対応する為、行政機関へ限定する記載を削除する。

※修正点の比較表は、別添資料1-1及び1-2を参照。

報告 1

香取市地域公共交通網形成計画の策定（報告）

香取市内の各種交通課題に対し、市民にとって利用しやすい持続可能な公共交通体系を構築する為、平成 31 年度において香取市地域公共交通網形成計画の策定を進める。

※内容については、別添資料 2 を参照。